

曹洞宗古規復古運動の主張と反論

川 口 高 風

江戸時代の初め、黄檗宗の超然外、百拙如理、道者超元を始め、承応三年（一六五四）には隠元隆琦、明暦三年（一六五七）には即非如一が来朝した。それ以来、明朝風の規矩が我が国の禅院に著しい影響を及ぼし、その規矩を模倣して新しい型の禅堂が陸續として建立され、永平寺でさえも僧堂を黄檗風の観堂に造り代え、さらに、古規を破って明風の規則に習うようになった。それは、曹洞宗でも臨済宗でも暗黒時代といわれる程衰退していた時期で、隠元らの渡来による黄檗宗の興起は、禅宗教界に革新的な刺激を強く与えたのであった。

そのため曹洞宗では、道元禅師の清規が刊行されることになり、寛文四年（一六六四）四月には、九鼎大初が『永平衆寮箴規』を出版し、同七年（一六六七）には、光紹智堂（永平寺三十世）が永平寺において伝写されてきた道元禅師の『典座

教訓』『弁道法』『赴粥飯法』『吉祥山永平寺衆寮箴規』『対大己五夏闍梨法』『日本国越前永平寺知事清規』の六部を一冊にまとめて『日域曹洞初祖道元禅師清規』と題して刊行し、黄檗の威儀規矩に対する曹洞宗の日用威儀を改めて世に示したのである。その後、内容の一部は各々に注釈され、元禄十四年（一七〇一）には、徳巖養存が『永平衆寮箴規然犀』を、瞎道本光は寛延元年（一七四八）に『略述赴粥飯法』を、また、面山瑞方が『吉祥山永平寺衆寮箴規聞解』を著わした。さらに、本光は明和二年（一七六五）に『衆寮箴規求寂参』を、同四年（一七六七）には、面山が『典座教訓聞解』を、同九年（一七七二）には『衆寮箴規』を『吉祥山永平寺寮中清規』と題して『亀鏡文』『参同契』『宝鏡三昧』とともに附録として刊行しているのである。このように道元禅師清規の刊行は、黄檗宗の影響によって続々と出され、注釈も加えられて禅師の教えを叢林で履習せしめようと活発に行われたのであった。

ところで、光紹智堂が『日域曹洞初祖道元禪師清規』を刊行した後、寛政六年（一七九四）五月には、永平寺五十世玄透即中が祖道穩達に委嘱して、その刊本を校訂し注も加えて『校訂冠註永平清規』を刊行した。その様子は「凡例」に記されており、旧刊の字画の誤謬や句読の錯乱を訂正し、字義や音義の不明なものは字典によって詳しく調べ、本文の上部や傍側に細書して注釈を付載したことをいい、旧本には掲載されていない僧堂、衆寮の二図を『勅修百丈清規』や校定、禪林備用各清規などの古図から写して載せたことをいう。また、続いて「夫明規一勅興。其弊波三及本邦。遂靈三損吾祖訓。至三其甚。一愚三信彼弊規。視三祖規。宛如三怨讐。是以祖風之不レ振久矣。」とあり、明規（黄檗清規）が興ってその弊害が我が国にもおよび、祖訓を蠹損して甚しい者は明規を信じて、祖規（道元禪師清規）を見ることは怨讐の如くであり、祖風は振わないものであるという。すなわち玄透の寛政年間には、道元禪師の清規を忘却して明規の影響を受けている者の多いことが明らかで、そのため『校訂冠註永平清規』を刊行したのであった。

二

明規に対して古規復古を主張した玄透は、その思想が彼自身の創唱したものであるかを考えてみると、そうではない。

すでに玄透以前から生まれていたのである。その第一は、月舟宗胡（一六一八—一六九六）である。玄透の『祖規復古雜稿』に「明僧始来^二朝^一。盛唱^三于新規^二。於是。我門之味者。亦皆雷同。所^三以宗風大變^二也。大乗月舟視^レ之如^三仇讐^二。」³と記されており、黄檗規排撃の祖とみている。しかし、月舟は道者超元を訪ねたり、竜溪性潛らとも交って黄檗とは無縁でなかった。また、月舟の『雲堂常規』も『黄檗清規』の模倣といわれており、月舟は古規復古と同時に進歩的な革新の面もあったのである。³したがって、月舟は、玄透がいうような反檜思想家といえず、かえって損翁宗益（一六四九—一七〇五）が徹底的な反檜思想家といえるのである。鏡島元隆博士の研究によれば、古規復古の反檜思想の背景として、損翁宗益—面山瑞方—玄透即中との系譜が成り、その証明として面山の『損翁和尚行状』を引き、月舟や^レ面山の僧堂と禪堂を混同する点について批判しており、また、面山の『洞上僧堂清規考訂別録』において、^レ面山の『相樹林清規』を批判している点を指摘しているのである。³

では、面山をみると、彼の反檜思想の背景には、永平寺四十世大虚喝玄の影響があったものともいえる。『洞上僧堂清規考訂別録』の題辞によれば、「享保己酉春。余得^レ請進^二山若之空印^一。尋拳^二旧例^一上^三越之祖山^二。時主席者。勅特賜円成実性禪師也。……山僧曾有^二三大願^一。欲^三白^二官復^一高祖戒儀^二也

是一。欲_レ再建_二僧堂於此山_一。而行_ニ高祖清規_一也。是二。」とあって、享保年間には、永平寺でさえも古規が忘却されており、喝玄が古規を復興せしめようとしたことが明らかである。さらに、喝玄のもう一つの念願である僧堂を再建して、道元禪師の清規を修行することからも、永平寺は道元禪師の示した僧堂でなく明規による禪堂となっていたもので、当然、正規の僧堂に起居する正しい威儀のあり方の清規も忘れられていたわけである。喝玄の規矩に対する考えは、享保十七年（一七三二）に記した『永平丈室夜話菩薩戒義』をみても明らかであり、その自序によれば「吾高祖曰。持戒梵行者禪門之規矩也。仏祖之家風也。蓋以_レ嚴_ニ淨毘尼_一。方能洪_ニ範三界_一。然則離過防非。即是衲僧履踐。戒律為先正是正法眼藏也。」といひ、同書の面山の序には「然近世有_レ不_レ究_ニ此戒之淵源_一者。而駁議紛紛。祖風將_ニ為_レ之變_一。可_レ不_レ慘哉。當_ニ此之時_一。特有_ニ現住永平大虛老和尚_一。勅賜円成実性禪師。曾有_ニ志_レ矯_ニ此弊_一。乃著_ニ菩薩戒義_一。」と述べられ、喝玄が戒を究めない者の論議に対して弊害を矯すため『永平丈室夜話菩薩戒義』を著わしたというのである。しかし、喝玄は享保二十一年（一七三六）二月五日に示寂したため、喝玄自らの古規復古の実現はできなかったが、その意志を面山が受け継いで宝暦二年（一七五二）八月に『洞上僧堂清規考訂別録』を編纂し、同年（一七五五）九月に刊行したのであった。

曹洞宗古規復古運動の主張と反論（川口）

このように古規復古思想としては、損翁宗益を始め大虚喝玄、面山瑞方と流れ、面山によって大成されたものの実践行動には及ばなかった。鏡島博士が玄透の古規復古は、「彼以前の宗学者が思想として表明していたことを永平寺住持という位置において社会的関係にもちこんだものに過ぎない。」といわれるのも当然であるが、玄透は喝玄の二大誓願をそのまま実際の行動として働いたものともいえるのである。

三

玄透の古規復古に対する考えが明確なのは、『祖規復古雜稿』が第一である。また、寺社奉行を始め関三刹へ訴えた文書なども永平寺や大乘寺（金沢市長坂町）、正眼寺（小牧市三ツ淵）などに所蔵されており、さらに新たな資料も発見され紹介されている。そこで、筆者は玄透の古規復古に対して反論のあった点に注目し、それを具体的にながめてみたい。

従来、玄透が永平寺住持の立場から復古運動を提唱した功績の大きいことをいうが、玄透は永平寺へ昇住してから新しく古規の回復を主張したというのではなく、すでに寛政三年（一七九一）、円通寺（倉敷市玉島柏島）に住持して以来、木魚を調整したり僧堂を再修し、同五年（一七九三）には『円通応用清規』を編纂している。さらに、翌六年（一七九四）五月には『校訂冠註永平元禪師清規』を刊行し、竜穩寺（埼玉県入間

郡越生町）四十七世、永平寺五十世と晋住した。永平寺へ晋住した後、寛政七年（一七九五）八月には進んで官衙に古規復古を嘆願する書を呈し、続いて僧堂や衆寮の改築を行った。

また、同年十月九日、『校訂冠註永平元禪師清規』と直書を大乗寺四十三世無学愚禪に寄せて古規の履修を要求しており、それ以来、永平寺と大乗寺とのいわゆる古規事件が享和元年（一八〇一）頃まで続き、大乗寺の規矩に対して徹底的に永平清規の履行を強制したのであった。大乗寺は、月舟、円山が『栴樹林清規』を制定して以来継承されており、玄透はそれを永平清規へ回復せしめようとしたのであった。しかし、大乗寺としても伝統ある法式に対して変更は不可能であり、総持寺へも助力を嘆願する書を出した。この問題は幕府の寺社奉行所まで持ち出され争ったが、前田家と本多家の支援により、幕命によって変更されずに解決した。玄透は「與某長老書」に、「禪定老祖者。世称洞上中興而今現行之規。是他所立之法則也。公若不率由之。則負恩之罪何以免乎。予謂之曰。吁。胡不旌別淑慝。之至於斯也。月祖置而不論。仮使雖見孫英俊盈于海内。苟係我永祖之胤而屏棄永祖大規。別倡一途之新軌模。則。吾必舍彼而從永祖而已。」といい、月舟は洞門の中興であるが、清規はまったく他門を所依としたものとみなし、末孫まで批難したのであった。もちろん『栴樹林清規』は、白龍の序にも「吾月舟老

祖。勃然興起。以至德一振。當此之時。法門式微。經法絕滅。晦乱極矣。祖乃建法幢於本山。大張乎永平瑩山之清規一矣。」という如く、永平、瑩山両清規を無視したわけでないが、黄檗式の多いところから玄透の目からすれば批判の対象と見えたのであろう。それは、玄透の思想として、宗門の清規はすべて永平清規に帰一させようとするためで、大乗寺はその一大障害として多くの折衝をもったのであった。

それに対し、大乗寺から玄透に対する厳しい反論があった。その第一は、玄透から直接に攻撃された同寺四十三世無学愚禪によるものである。『大乗愚禪和尚語録』卷之下（『曹洞宗全書』語録五）に所収される「規矩論」には、前半に清規の歴史が百丈から永平、瑩山清規に至るまで記されており、後半には、古規の呼称について「近世面山制僧堂清規。而称古規。指月制規律。而称古規。可睦亦別設一規。称之古規。其号雖同。察其所行則霄壤懸隔也。今諸方專唱古規。雖我未熟觀其所行。而異於三家也。亦猶如三家之迭有殊異也。由是觀之。則面山指月。可睦諸方諸老。雖均則永平俱称古規。不能無少異也。」といい、面山、指月、可睦らは各々清規を著わして古規と称しているが、三家各々異なっており、しかも三家とも道元禪師に則って古規と称している。しかし、その主張は異なっており、自由に古規と称しているがすべて異なったもので、古規といえるもの

ではないという。そして、「我月舟可レ謂古規亦猶如此。近世唯号_二大乘寺規_一。而不_レ称_二古規_一者。我大乘以下猶能守_二中興之規則_一。為_中世之憲章標準_上。以_レ別_下乎余之竿濫竊吹称_二古規_一者乎。」と述べ、月舟の古規も前の三家のいう古規と同じことで、最近、大乘寺規といふ古規と称さないのは、大乘寺が月舟の教えの規律を守り、世の憲章標準のものであり、他人の如く乱りに古規と風潮するのは別と確信しているのである。続いて「豈我月舟故好_二異端_一。奔_二走他宗異派_一者哉。其間一二擬似_二他派規則_一者。亦猶如_下永平親承_二曹洞之下流_一。而雜_中采臨濟四分規律_上也。實是轉換妙手。隨方神術。転_レ鉄為_レ金。救_レ弊良方也。」といい、どうして月舟が異端の教えを好み他宗異派に陥るのか。他派の規矩と一、二が似ているものもあるが、それは、道元禪師が曹洞宗の教えを受けながらも臨濟や『四分律』の教えを雜えて採用しているものと同じで、弊害を除いて良い方に解したものであるというのである。したがって、古規と称してどれ程のものがあろうか。月舟の清規が最も古規則に合ったもので、それを新しくしたものに改定せよといっても不可能であるという。また、「以_レ故中興已來。迄_二于今日_一。綿綿密密不_レ失_レ所_レ守。人天歸崇。龍象蹴踏。其余波遺光。及_二於海内之叢林_一。為_二宗門之干城_一。」といい、大乘寺は月舟以来の規矩を守り続けて行くことを自負しており、玄透に対して厳しく反論しているのである。

曹洞宗古規復古運動の主張と反論（川口）

次に、同じく大乘寺四十二世曇瑞禪苗の著わした『古規回復拙考』がある。所藏者（静岡県正泉寺）から筆者へ貸与され、研究の便宜を得たので本書における玄透への反論をなぐめてみよう。

第一には、玄透が明僧の伝えた清規を、曹洞宗では採用している愚者が多く、そのために宗風の変わったという点に對し、曇瑞は、洞門の味き者は玄透の曾祖である徳翁良高で、黄檗の木庵性瑄に依隨して戒を受けており、曾孫の玄透が曾祖を愚者ということは道理に合わないものという。

第二に、玄透が、指月慧印は『不能語規律』、面山瑞方は『洞上僧堂清規行法鈔』や『洞上僧堂清規考訂別録』などを撰述し尚古しているのに対して、曇瑞は、各々の撰述も意に合う点を集めて製作したものであるから異文が多い。したがって、種々の折衷案であるから古規の書とはいえない。看読も日々の行持であるが、諸經や諸語録などについて討論ばかりしており、坐禪を修していない。指月や面山以外にも古規と称する規矩を修行している寺院があり、各々異なった規則を遵守している。それらの寺院に対しても、古規と称して永平清規を強制的に押しつけることは、時機人器に相応するものではないと反論する。

その他、三点に対して玄透への反論を行っているが、「願書ニハ見サレトモ」として、「上官衙書」にあげられていな

い玄透の行動に対しても反論する。それは、玄透が寛政七年（二七九五）四月に永平寺へ晋住以来、永平寺や塔頭で用いられており、しかも施主のある大小の木魚を残らず壊して焼却したことに對し、古規には誦經の際に木魚を打ち鳴らすことはいわれないとしても仏法器であるため、藏などに納めておくべきであると曇瑞は嘆くのである。続いて、『勅修百丈清規』法器章や『禪苑清規』『赴粥飯法』などを引用し、木魚が法器であることを主張しており、大衆の誦經を揃えるには、木魚が一番良いものであり、どうして古式のものばかり用い近代の良いものを用いないのかといい、曇瑞は誦經に木魚の使用を認めているのである。

四

以上ながめてくると、玄透は大乗寺に対して徹底的に古規則遵行をせまるとともに、強固な行動をとっている。しかし、大乗寺側も曇瑞禅苗や無学愚禅が反論しており、大乗寺には、大乗寺の古規があるものといい、かえって時機に即した規矩も必要であろうと玄透を説得していることも知ることができる。また、『古規回復拙考』によれば、曇瑞は玄透に對して、本来の古規則とは何かと問い質している点もみられ、大乗寺側が玄透に對して負けておらず、逆に正しい主張であるという確信を持っていたことが明らかになるのである。

る。しかし、残念ながら『古規回復拙考』は刊行されなかったため、大乗寺を中心とする人へ表明できなかったことは、識語に「右古規回復拙考迫田義教太夫所持之書也。余雖為法孫所未見也。」とあることから明らかで、法孫さえも未見であった。

何れにしても大乗寺側の胸の中には、曇瑞や無学と同じような考えをもって行動していた者が多くいたことは想像できるのであるが、その反論を推進していったブレーンは見あたらない。一方、玄透の主張は享和二年（一八〇二）の道元禅師五五〇回忌を機として推進者を得ており、例えば、瑞岡珍牛、寂室堅光、黙室良要、黄泉無著らによって古規復古を學問的に証して推進する著作を生み出し、さらに、祖道穩達、大愚俊量らによって『正法眼藏』の開板が行われるなど、当時の眼藏家と称される学僧と戒律を専門とする律師らのブレーンによって、一層推進され実行されていったものと考えられるのである。

- 1 横山秀哉『禅の建築』三四、一七四頁。2 古田紹欽『日本仏教思想史の諸問題』二三九頁。3、4 鏡島元隆『道元禅師とその門流』一八四、一八五頁。5 『永平寺史』第七章古規復古と玄透即中禅師参照。6 館残翁『加賀大乗寺史』一四三頁。7 拙稿「曹洞宗古規復古運動推進者の著作と『禅規略述』の翻刻」（『禅学研究』第六一号）参照。（愛知学院大学助教役）